

【約款変更のお知らせ】

弊社株式会社プランビーの電力サービス「プランビーエナジー」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、大変恐縮ではございますが、以下、御案内をさせていただきます。

【プランビーエナジー約款の変更について】

弊社は、お客様に魅力的なサービス、かつ安価な電気を安定的にお届けすることを目的とし、電力供給サービスを提供して参りました。しかしながら、発電に必要な原料価格の高騰に伴う電源調達価格の継続的高騰が好転する見込みが立たず、弊社の電力供給サービスにおいて、電気を安定的に供給することが困難となっていることから、大変苦渋の決断ではございますが、2023年3月分（2023年2月の検針日から同年3月の検針日の前日までの期間の電気ご利用分）より、プランビーエナジー約款を変更し、電気料金を構成する燃料費等調整額（燃料費調整額と電源調達調整費の総称をいいます。）の内容を変更させていただきます。

つきましては誠に勝手ではございますが、下記【本約款変更の概要】に記載する諸事項の改定を行います。

【本約款変更の効力発生日】

2023年2月1日付

ただし、お客様の料金に関係する約款の定めは、2023年3月分（2023年2月の検針日から同年3月の検針日の前日までの期間の電気ご利用分）以降の電気料金に適用いたします。

（2023年2月分までの電気料金については、変更前の約款の定めに従うものとします。）

【本約款変更の概要】

■ 6（需給契約の申込み）の変更：

電圧または周波数の変動等により損害を受ける恐れがある場合または保安等のためにお客様が必要とされる場合に、お客様に講じていただく措置についての規定を追加いたします。また、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項の遵守について、お客様に承諾いただく旨の規定を追加いたします。

■ 7（需給契約の成立および契約期間）の変更：

需給契約の成立時期に関する規定を変更いたします。

■ 12（承諾の限界）：

弊社が需給契約の申込みの全部または一部をお断りする場合についての規定を変更いたします。

■ 別表3（燃料費調整）の変更：

燃料費調整単価の算定方法を変更し、燃料費調整適用係数を新たに導入いたします。燃料費調整適用係数は毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回見直しをすることといたします。

■ 別表4（電源調達調整費）の変更

一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）におけるエリアプライス（以下「市場価格」といいます）に応じて電気料金の調整をおこなう電源調整費の算定方法を変更いたします。詳細は下記【電源調達調整費とは】をご確認ください。

■ その他：

その他の需給契約の実質的な変更を伴わない記載修正を行います。

【電源調達調整費とは】

電源調達調整費とは、弊社が電力を仕入れる際の市場価格に応じて電気料金を調整するものをいいます。本約款変更後は、1ヶ月間の市場価格の平均値をその翌月の電気料金に反映する仕組みになり、市場価格平均値に弊社の定める調達単価係数を乗じた値が弊社の定める追加調整基準値を上回る場合は増額調整がなされ、市場価格平均値に弊社の定める調達単価係数を乗じた値が弊社の定める還元調整基準値を下回る場合は減額調整がなされることとなります。増額調整または減額調整の金額は、各基準値との差分に対し、弊社の定める適用期間補正係数と電源調達調整適用係数をそれぞれ乗じるにより算定いたします。

なお、還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回見直しをすることといたします。

【その他】

本約款変更にご同意いただけない場合、2023年1月末日までに他社へのお切替えをお願いいたします。解約のお申し出がなく、2023年2月1日以降も弊社電力供給サービスを継続される場合、本約款変更にご承諾いただいたものとみなすことをあらかじめご了承ください。

なお、本約款変更に伴う解約（2023年1月末までにお申し出いただいた解約に限ります。）については、解約手数料のご請求はいたしません。

お客様には弊社電力供給サービスをご支持いただき、心から感謝申し上げますと共に、本約款変更につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆本件に関するお問い合わせ◆

プランビーエナジーお客さまサポートセンター

TEL 050-1743-9991 (受付時間：平日 10:00～17:00)